

様式第1号の8（第1条関係）

誓約書（住宅用コージェネレーションシステム）

1. 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
2. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
3. 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。
4. ECHONET Lite規格を有すること。接続されるHEMSも可。
5. 当該年度の3月19日までに支払いを含めて事業を完了させること。
6. 脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱を遵守すること。また、当該交付要綱を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
7. 交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

私は、脱炭素先行地域づくり事業費補助金の交付を受けるに当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

令和 年 月 日

氏名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。